

2026年5月13日

各 位

会 社 名：インフロニア・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名：代表執行役社長 岐部 一誠  
(コード：5076 東証プライム市場)  
問 合 せ 先：グループマネジメント部長 堀井 洋一  
(TEL: 03-6380-8253)

株式給付信託（従業員持株会処分型-SLL）の導入及び第三者割当による自己株式の処分  
並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社員の福利厚生増進及び当社のサステナビリティ経営を通じた企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型-SLL）」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式の一部を、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口（以下「信託E口」といいます。）に対し、第三者割当の方法により一括して処分すること（以下「本自己株式処分」といいます。）を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式処分および本日付で開示した「株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）に係る追加拠出に伴う自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の自己株式処分（以下「自己株式処分（BBT・J-ESOP）」）により、2026年6月10日をもって、主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式給付信託（従業員持株会処分型-SLL）の導入及び第三者割当による自己株式の処分

(1) 本制度導入の目的

本制度は、社員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理、処分により得た収益を社員へ分配することを通じて、社員の福利厚生増進を図り、社員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

なお、下記(2)のとおり、本制度においてサステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」といいます。）を活用することによって社員のサステナビリティ経営に対する意識を高め、役職員が一体となってサステナビリティ経営を通じた企業価値向上を図ることを企図しております。

(2) 本制度の概要

本制度は、「インフロニア・ホールディングス社員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入するグループ会社の社員（以下「社員」といいます。）を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」と

います。)を締結します(以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、同社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

株式会社日本カストディ銀行は、信託E口において、今後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数量に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までには、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者(社員)に分配します。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入について保証を行っております。そのため、当社株価の下落等により、信託終了時において株式売却損相当額の借入残債が存在する場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

なお、本信託における借入は、SLLにより行われます。SLLは、当社のサステナビリティ戦略と整合した取組目標(サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット)を設定し、その達成状況に応じて金利優遇のインセンティブが発生するローンです。かかる金利優遇による経済的メリットは、信託終了時に剰余金が存在する場合において分配金の増加という形で持株会加入者(社員)に帰属することから、当社のサステナビリティ経営に対する持株会加入者(社員)の意識向上につながる効果が期待されます。

本制度におけるSLLの活用を通じ、当社は、持続可能な社会の実現と、中長期的な企業価値の向上の実現を目指し、サステナビリティ経営の取り組みを一層加速させてまいります。

#### 【サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット】

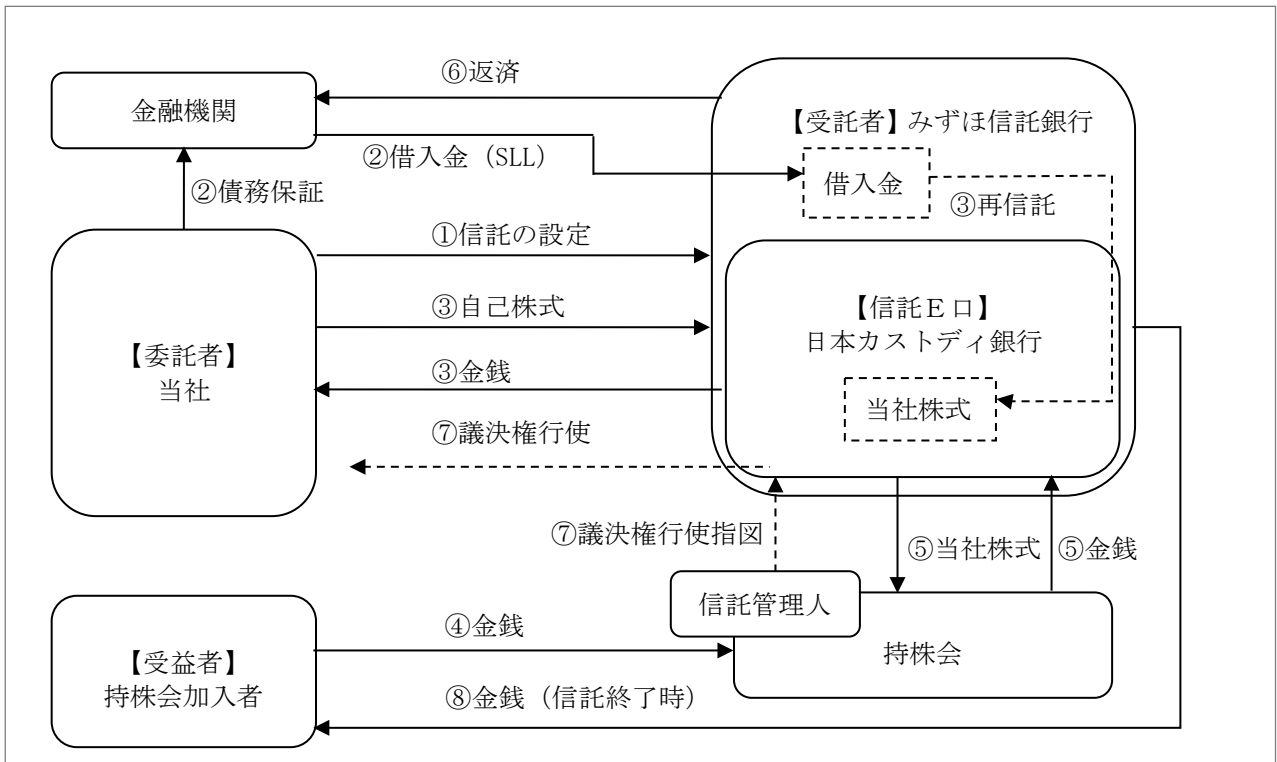
当社は、SLLにおけるサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットとして、以下の目標を設定しております。

①GHG排出量(スコープ1およびスコープ2)について、2029年度に2021年度比40.7%削減する目標を基礎として、線形補間により設定した各年度の削減目標。

②GHG排出量(スコープ3カテゴリー1および11)について、2029年度に2021年度比22.2%削減する目標を基礎として、線形補間により設定した各年度の削減目標。

なお、SLLに関しては、独立した外部機関より、サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインとの適合性に関する第三者評価を取得する予定です。

(3) 本制度の仕組み



- ① 当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ② 受託者は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。(借入はSLLにて行います。当社は、金融機関に対して債務保証を行います。)
- ③ 受託者は、借入れた資金を信託E口に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を取得します。信託E口が株式を取得するにあたり、当社は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の自己株式の割当を一括して行います。
- ④ 持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 持株会は、毎月社員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。
- ⑥ 受託者は、信託E口の持株会への株式売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦ 信託期間を通じ、信託E口は、信託管理人の議決権行使指図に従い、信託E口が有する当社株式につき、議決権を行使します。
- ⑧ 本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入金を完済した後、なお剰余金が存在する場合、受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。当社のサステナビリティ戦略と整合した取組目標（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）の達成状況に応じてSLLの金利優遇が行われ、かかる信託終了時の分配金が増加する可能性があることから、当社のサステナビリティ経営に対する持株会加入者（社員）の意識向上につながる効果が期待されます。  
(信託終了時に、受託者が信託財産をもって借入金を返済できなくなった場合、当社が保証債務を履行することにより、借入金を返済します。)

(4) 本信託の概要

- ①信託の目的 持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理、処分により得た収益の受益者への給付
- ②委託者 当社
- ③受託者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行と包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。

- ④受益者 受益者適格要件を充足する持株会加入者  
⑤信託設定日 2026年6月10日  
⑥信託の期間 2026年6月10日から2031年6月10日（予定）まで

(5) 本自己株式処分の概要

①処分期日	2026年6月10日(水)
②処分株式の種類及び数	普通株式 5,664,700株
③処分価額	1株につき金 2,389円
④処分総額	13,532,968,300円
⑤処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
⑥その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(6) 本自己株式処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本信託導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、今後5年間の信託期間中に持株会が本信託により購入する予定数量に相当するものであり、2026年3月31日現在の発行済株式総数 294,845,024株に対し1.92%（2026年3月31日現在の総議決権個数 2,606,629個に対する割合 2.17%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入））となります。

(7) 本自己株式処分に係る処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 2,389円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 2,389円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均 2,139円（円未満切捨）に対して 111.69%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均 2,303円（円未満切捨）に対して 103.73%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均 2,229円（円未満切捨）に対して 107.18%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、本自己株式処分は第三者割当であるため、処分価額が割当を受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査委員会（以下、同委員会といいます。）の意見が求められております。そこで同委員会は本自己株式処分に係る処分価額が特に有利な価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(8) 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手

及び株主の意思確認手続は要しません。

## 2. 主要株主の異動

### (1) 異動予定年月日

2026年5月28日

### (2) 異動が生じる経緯

本自己株式処分及び自己株式処分 (BBT・J-ESOP) により、総株主の議決権の数が増加することにより、光が丘興産(株)の総株主の議決権の数に対する割合が相対的に低下することが見込まれます。

### (3) 異動する株主の概要

①名称	光が丘興産株式会社
②本店所在地	東京都練馬区高松5丁目8番20号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田川 亮
④事業内容	・建設工事中用機械器具、土木建築資材の製作、販売、賃貸及び輸出入 ・不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 ・レストラン等の経営及び賃貸 ・生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
⑤資本金	1,054,647,000円

### (4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2026年3月31日現在)	266,943個 (26,694,380株)	10.24%	第2位
異動後 (自己株式処分 (BBT・ J-ESOP)、 2026年5月28日現在)	266,943個 (26,694,380株)	9.99%	第2位
異動後 (本自己株式処分、 2026年6月10日現在)	266,943個 (26,694,380株)	9.79%	第2位

- (注) 1. 当該株主の所有する「議決権の数（所有株式数）」は、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数2,606,629個に基づき算出しております。
3. 異動後（自己株式処分 (BBT・J-ESOP)、2026年5月28日現在）の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数2,606,629個に、2026年5月28日に処分する自己株式6,390,000株（議決権数63,900個）を加算した総議決権数2,670,529個に基づき算出しております。
4. 異動後（本自己株式処分、2026年6月10日現在）の「総株主の議決権の数に対する割合」は2026年5月28日現在の総議決権数2,670,529個に、本自己株式処分による5,664,700株（議決権数56,647個）を加算した議決権数2,727,176個に基づき算出しております。
5. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。ただし、異動後（自己株式処分 (BBT・J-ESOP)、2026年5月28日現在）の「総株主等の議決権に対する割合」は、実際の議決権所有割合は10%未満であるため、9.99%と表示しております。
6. 異動前後の大株主順位は、2026年3月31日現在の株主名簿に記載された総株主の議決権の数に基づき算出しております。

- (5) 今後の見通し  
主要株主の異動による連結業績等への影響はありません。

以 上